

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例制定について

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月1日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市準用河川管理条例の一部を改正する条例

周南市準用河川管理条例（平成15年周南市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金額の欄中

「

30立方センチメートル以下のもの 1個につき 50円

30立方センチメートルを超え45立方センチメートル以下のもの 1個につき 80円

45立方センチメートルを超えるもの 1個につき 110円

」

を

「

粒径が0.3メートル以下のもの 1個につき 50円

粒径が0.3メートルを超え0.45メートル以下のもの 1個につき 80円

粒径が0.45メートルを超えるもの 1個につき 110円

」

に改める。

別表第2中

「

占用料
1,000円
1,600
2,200
930
1,500
2,100
10
5

」

を

「

占用料 (円)
360
550
740
320
510
700
3
2

」

に、

「

地下埋設物	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72

	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480
	外径が1メートル以上のもの		950
広告塔		1基につき1年	4,400
看板（そで看板を含む。）		表示面積1平方メートル	4,400
広告板		につき1年	4,400
簡易軌条		長さ1メートルにつき1年	960
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	440
露店その他これに類するもの			1,200

」

を

「

地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29

もの		
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190
外径が1メートル以上のもの		380
広告塔、看板、広告板	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月	110
露店その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日	11

に改め、同表備考7及び備考8を次のように改める。

- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1年未満の端数があるときは1年とみなす。

8 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。別表第2備考8の次に次のように加える。

9 占用の期間が1月未満であるときの占用料の額は、この表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行し、改正後の周南市準用河川管理条例の規定は、同日以後の準用河川に係る占用又は採取について適用し、同日前の占用又は採取については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市準用河川管理条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表第1 (第4条関係) 流水占用料等			別表第1 (第4条関係) 流水占用料等		
名称	区分	金額	名称	区分	金額
(略)			(略)		
土石採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき 110円	土石採取料	砂利又は砂れき	1立方メートルにつき 110円
	砂	〃 90円		砂	〃 90円
	くり石又は玉石	〃 110円		くり石又は玉石	〃 110円
	土砂	〃 80円		土砂	〃 80円
	転石	30立方センチメートル以下のもの 1個につき 50円		転石	粒径が0.3メートル以下のもの 1個 につき 50円
		30立方センチメートルを超え45立方 センチメートル以下のもの 1個に つき 80円			粒径が0.3メートルを超え0.45メー トル以下のもの 1個につき 80円
		45立方センチメートルを超えるもの 1個につき 110円			粒径が0.45メートルを超えるもの 1個につき 110円
	埋立てに伴うし ゆんせつ又はし ゆんせつに伴う 埋立てのために 採取する土砂	1立方メートルにつき 25円		埋立てに伴うし ゆんせつ又はし ゆんせつに伴う 埋立てのために 採取する土砂	1立方メートルにつき 25円
(略)			(略)		

現行				改正案			
備考 1～3 (略) 別表第2 (第4条関係) 土地占用料				備考 1～3 (略) 別表第2 (第4条関係) 土地占用料			
名称	占用物件	単位	占用料	名称	占用物件	単位	占用料 (円)
電柱	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	電柱	第1種電柱	1本につき1年	360
	第2種電柱		1,600		第2種電柱		550
	第3種電柱		2,200		第3種電柱		740
電話柱	第1種電話柱		930	電話柱	第1種電話柱		320
	第2種電話柱		1,500		第2種電話柱		510
	第3種電話柱		2,100		第3種電話柱		700
電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10	電線	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3
	地下電線その他地下に設ける線類		5		地下電線その他地下に設ける線類		2
地下埋設物	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	13
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		29

現行				改正案			
	のもの				のもの		
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57
	外径が1メートル以上のもの		950		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76
広告塔		1基につき1年	4,400		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130
看板（そで看板を含む。）		表示面積1平方メートルにつき1年	4,400		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190
広告板			4,400		外径が1メートル以上のもの		380
簡易軌条		長さ1メートルにつき1年	960				
囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1月	440				
露店その他これに類するもの			1,200				
(略)							
				広告塔、看板、広告板	表示面積1平方メートルにつき1年		1,100
				囲い込み、板囲い、足場又は工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1月		110
				露店その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1日		11

現行

改正案

備考

(略)

備考

1～6 (略)

1～6 (略)

7 土地の占有の期間が1年に満たない場合における当該年度の土地の占有料の額は、月割りをもって計算した額とする。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

7 占有料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは1月とみなす。

8 土地の占有の期間が1月未満である場合における占有料の金額は、日割りをもって算出した額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

8 占有料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。

9 占有の期間が1月未満であるときの占有料の額は、この表により算出した額に100分の108を乗じて得た額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。